

# 令和4年度第2回国民健康保険運営協議会

## 【諮問事項】

日野市国民健康保険税率等の改定について

(説明資料)

## 【目 次】

1. 令和4年10月現在の国保に関連する状況について・・・・・・・・・・1 ページ
2. 都内49区市 令和4年度国民健康保険税（料）率等・・・・・・・・・・3 ページ
3. 令和4年度標準保険税率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 ページ  
国民健康保険税率等の令和5年度改定内容（案）
4. 日野市の人口と国民健康保険被保険者数・・・・・・・・・・・・・・5 ページ
5. 財政健全化（変更）計画書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 ページ
6. 国民健康保険税の軽減・減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 ページ

別 表	国保関連データ集
-----	----------

## 1. 令和4年10月現在の国保に関連する状況について

### 国・東京都の状況

#### 【平成30年度】

- ・国民健康保険制度の改正により、標準保険税率が示され、一般会計からの法定外繰入の早期解消が求められるようになり、解消ができない場合は、財政健全化計画（赤字削減・解消計画）を策定し、計画的に税率を標準保険税率に近づけ、法定外繰入を解消することになった。

#### 【令和元年度】

- ・国では、一般会計からの法定外繰入等の解消について、保険者努力支援制度（インセンティブ補助金）における加減算双方向でのインセンティブ措置を導入し、解消できない場合は、マイナスのペナルティを課されるように、「骨太の方針2019」により、令和3年度より導入することが決定した。

#### 【令和3年度】

- ・保険者努力支援制度において、日野市もマイナスのペナルティ対象となった。
- ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が制定（令和3年6月11日）され、都道府県ごとに策定する国民健康保険運営方針において、法定外繰入の解消、保険税水準の統一に関する項目を盛り込むよう求められた。
- ・東京都が策定した令和3年度の国民健康保険運営方針に記載された。

#### 【令和4年度】

- ・東京都は、国民健康保険運営方針に盛り込んだ、保険税水準の統一に向け、令和4年度よりワーキングチームを立ち上げ協議を始めており、令和6年度より段階的に実施していく予定である。
- ・第一段階として、東京都から示され納付する事業費納付金算定において、医療費水準等を反映せず、各区市町村の所得水準と被保険者数のみを用いることを目指している。

### 税率改定を行う主な理由

- (1) 令和4年3月（直近）に東京都へ提出している財政健全化計画（赤字削減・解消計画）では、令和4年度に引き続き令和5年度も税率改定を実施する計画としている。

これは、当初（平成30年度）の計画で予定していた、令和3年度の税率改定を見送ったためであり、標準保険税率に近づけるためには、当初の計画通り税率改定を実施する必要がある。

また、他市同様、財政健全化計画に基づいた、税率改定を着実に進めていく

ことが重要である。

(2) 令和3年度から、令和4年度の事業費納付金（毎年、東京都から示された金額を納付する）の上げ幅が大きかったため、計画どおり値上げせざるを得ないとの見解である。

このままでは、財政健全化計画に追いつくことができず、令和5年度の税率改定を見送ると、解消年度が先延ばしとなる可能性が高くなる。

(3) 現状の日野市の税率はまだまだ低く、日野市に示された標準保険税率にも遠いが、将来的に東京都内このまま保険税水準の統一となった場合、大きな負担増とならないためにも、今から計画的に都内平均までに近づけていくことが重要で、これまでどおり緩やかな上げ幅で税率改定を実施していく予定である。

(4) 昨今の物価高騰が心配される中での税率改定であり、不安視する市民もいることは市も認識している。しかしながら、日野市の現行税率は都内でも低い位置にあるため、緩やかな上げ幅でも改定は必要と考える。

#### 他市の改定状況

東京都26市の半数以上が、令和5年度の保険税（料）率の改定を予定、もしくは、検討している。

- ・ 計画上改定年度である 12 市  
（改定予定 8 市、改定検討中 4 市）
- ・ 計画上改定年度ではない 14 市  
（改定予定 2 市、改定検討中 2 市、改定予定なし 10 市）

#### 値上げ幅について

(1) 今までどおり、緩やかな上げ幅としたい。

(2) 昨今の物価高騰が心配される中での値上げとなるため、応能の所得割のみ値上げすることも検討したが、所得割、均等割とも日野市は低いため、都内の平均とはそれぞれ差がある。

偏った値上げは、後に苦しい値上げとなると判断したため、所得割、均等割ともに値上げることとした。

(3) 都内、保険税水準の統一となる前に、少しでも早く東京都内の平均値に近づけたいと考えている。

## 2. 都内49区市 令和4年度国民健康保険税(料)率等

【モデル世帯】世帯員 2名、給与収入 300万円

令和4年6月15日作成

順位	(参考)前年度	保険者名	医療分				後期高齢者支援金分				介護分				課税基礎額		1,590,000	
			所得割		均等割		所得割		均等割		所得割		均等割		給与収入	3,000,000		
			現行	標準	現行	標準	現行	標準	現行	標準	現行	標準	現行	標準	固定資産税額	—		
			(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	加入人数	2		
1	1	江戸川区	7.95	8.29	43,200	48,855	2.63	2.51	14,400	14,358	2.87	2.54	18,300	18,441	212,805	70,617	82,233	365,655
2	7	中野区	7.58	8.45	40,200	49,814	2.36	2.65	12,300	15,129	2.17	2.64	17,700	19,145	200,922	62,124	69,903	332,949
3	2	品川区	7.16	8.28	42,100	48,808	2.28	2.44	13,200	13,910	2.44	2.45	16,600	17,813	198,044	62,652	71,996	332,692
4	4	板橋区	7.16	8.40	42,100	49,482	2.28	2.45	13,200	13,992	2.43	2.46	16,600	17,896	198,044	62,652	71,837	332,533
5	3	練馬区	7.16	7.61	42,100	44,858	2.28	2.44	13,200	13,952	2.43	2.44	16,600	17,722	198,044	62,652	71,837	332,533
6	11	北区	7.16	8.61	42,100	50,770	2.28	2.58	13,200	14,745	2.39	2.56	16,600	18,627	198,044	62,652	71,201	331,897
7	6	世田谷区	7.16	7.89	42,100	46,486	2.28	2.54	13,200	14,504	2.38	2.55	16,600	18,519	198,044	62,652	71,042	331,738
8	14	足立区	7.16	8.43	42,100	49,653	2.28	2.55	13,200	14,581	2.34	2.58	16,600	18,746	198,044	62,652	70,406	331,102
9	5	豊島区	7.16	7.52	42,100	44,320	2.28	2.47	13,200	14,109	2.31	2.45	16,600	17,770	198,044	62,652	69,929	330,625
9	8	江東区	7.16	8.96	42,100	52,781	2.28	2.55	13,200	14,541	2.31	2.58	16,600	18,714	198,044	62,652	69,929	330,625
11	19	葛飾区	7.16	8.42	42,100	49,606	2.28	2.53	13,200	14,467	2.29	2.58	16,600	18,767	198,044	62,652	69,611	330,307
11	9	大田区	7.16	8.72	42,100	51,378	2.28	2.49	13,200	14,225	2.29	2.52	16,600	18,331	198,044	62,652	69,611	330,307
13	10	渋谷区	7.16	8.26	42,100	48,675	2.28	2.44	13,200	13,919	2.23	2.51	16,600	18,251	198,044	62,652	68,657	329,353
14	13	杉並区	7.16	7.54	42,100	44,460	2.28	2.54	13,200	14,519	2.20	2.57	16,600	18,680	198,044	62,652	68,180	328,876
15	15	台東区	7.16	8.72	42,100	51,369	2.28	2.59	13,200	14,814	2.18	2.62	16,600	19,066	198,044	62,652	67,862	328,558
16	12	墨田区	7.16	8.46	42,100	49,668	2.28	2.50	13,200	14,290	2.14	2.52	16,600	18,324	198,044	62,652	67,226	327,922
17	20	目黒区	7.16	7.52	42,100	44,298	2.28	2.37	13,200	13,551	2.10	2.39	16,600	17,341	198,044	62,652	66,590	327,286
18	17	文京区	7.16	7.69	42,100	45,307	2.28	2.37	13,200	13,555	2.09	2.31	16,600	16,794	198,044	62,652	66,431	327,127
19	18	新宿区	7.16	8.91	42,100	52,510	2.28	2.75	13,200	15,725	2.04	2.63	16,600	19,142	198,044	62,652	65,636	326,332
20	16	港区	7.16	7.60	42,100	44,798	2.28	2.37	13,200	13,559	2.02	2.34	16,600	16,972	198,044	62,652	65,318	326,014
21	22	中央区	7.16	7.96	42,100	46,940	2.28	2.43	13,200	13,901	1.98	2.47	16,600	17,969	198,044	62,652	64,682	325,378
22	21	荒川区	7.16	8.53	42,100	50,244	2.28	2.53	13,200	14,456	1.91	2.48	16,600	17,983	198,044	62,652	63,569	324,265
23	25	八王子市	6.70	7.29	38,700	42,962	2.20	2.38	13,300	13,609	2.10	2.38	15,600	17,299	183,930	61,580	64,590	310,100
24	24	東大和市	7.07	7.17	35,400	42,278	2.35	2.36	11,500	13,501	2.30	2.29	13,600	16,663	183,213	60,365	63,770	307,348
25	23	千代田区	7.30	6.97	37,800	41,051	1.98	2.00	11,500	11,442	1.22	2.07	16,100	15,060	191,670	54,482	51,598	297,750
26	27	東村山市	6.00	7.89	36,800	46,472	2.05	2.46	12,400	14,077	2.05	2.48	15,400	18,015	169,000	57,395	63,395	289,790
27	26	立川市	6.58	7.77	32,100	45,822	2.24	2.43	11,700	13,898	1.69	2.48	14,500	17,963	168,822	59,016	55,871	283,709
28	28	東久留米市	5.52	7.48	34,700	44,094	2.15	2.40	12,900	13,710	1.88	2.43	14,400	17,652	157,168	59,985	58,692	275,845
29	30	町田市	5.93	7.59	34,400	44,718	2.00	2.38	11,500	13,568	1.87	2.36	14,100	17,113	163,087	54,800	57,933	275,820
30	29	小金井市	6.04	6.91	26,000	40,708	2.05	2.40	13,000	13,695	2.00	2.40	15,000	17,436	148,036	58,595	61,800	268,431
31	31	武蔵村山市	5.87	7.60	32,700	44,792	1.81	2.42	12,500	13,844	1.76	2.29	13,000	16,623	158,733	53,779	53,984	266,496
32	33	羽村市	6.09	7.24	25,800	42,671	2.24	2.39	10,700	13,625	2.10	2.40	12,800	17,407	148,431	57,016	58,990	264,437
33	35	青梅市	6.00	7.09	30,600	41,809	1.95	2.50	11,200	14,265	1.85	2.55	12,200	18,520	156,600	53,405	53,815	263,820
34	32	昭島市	5.60	7.68	27,500	45,277	2.25	2.43	11,500	13,864	1.70	2.34	14,500	17,008	144,040	58,775	56,030	258,845
35	34	小平市	5.68	7.37	25,700	43,431	2.08	2.42	11,600	13,831	1.61	2.45	15,300	17,808	141,712	56,272	56,199	254,183
36	38	狛江市	5.51	6.95	27,200	40,958	1.92	2.45	11,000	14,008	1.79	2.45	13,300	17,823	142,009	52,528	55,061	249,598
37	39	清瀬市	5.48	7.89	28,000	46,526	1.87	2.37	10,000	13,561	1.90	2.42	13,000	17,561	143,132	49,733	56,210	249,075
38	43	日野市	5.40	7.35	30,600	43,306	1.70	2.51	10,500	14,349	1.70	2.48	13,200	18,016	147,060	48,030	53,430	248,520
39	44	福生市	5.00	7.50	27,000	44,191	2.17	2.46	12,800	14,061	1.73	2.50	13,500	18,194	133,500	60,103	54,507	248,110
40	48	あきる野市	5.42	6.64	29,200	39,121	1.83	2.46	10,000	14,026	1.75	2.44	13,200	17,712	144,578	49,097	54,225	247,900
41	36	稲城市	5.16	7.16	34,100	42,187	1.19	2.51	8,300	14,343	2.19	2.39	13,100	17,386	150,244	35,521	61,021	246,786
42	40	多摩市	5.59	7.53	28,200	44,395	1.82	2.45	11,600	13,996	1.62	2.46	11,800	17,867	145,281	52,138	49,358	246,777
43	42	三鷹市	5.30	7.77	28,000	45,769	2.00	2.45	11,200	13,985	1.50	2.43	13,000	17,625	140,270	54,200	49,850	244,320
44	37	西東京市	5.41	7.57	31,600	44,585	1.68	2.52	6,500	14,398	1.64	2.47	14,300	17,960	149,219	39,712	54,676	243,607
45	46	武蔵野市	5.10	7.21	27,400	42,520	1.95	2.47	10,600	14,118	1.65	2.49	12,900	18,088	135,890	52,205	52,035	240,130
46	41	調布市	5.25	7.59	27,600	44,735	1.88	2.46	9,800	14,025	1.66	2.48	11,400	17,995	138,675	49,492	49,194	237,361
47	45	国分寺市	4.90	7.09	28,000	41,783	1.51	2.43	12,000	13,856	1.13	2.43	14,000	17,648	133,910	48,009	45,967	227,886
48	47	国立市	5.50	6.87	20,000	40,503	1.80	2.45	10,000	14,000	1.85	2.44	11,000	17,714	127,450	48,620	51,415	227,485
49	49	府中市	4.75	7.98	23,720	47,042	1.48	2.53	7,440	14,447	1.55	2.51	9,840	18,201	122,965	38,412	44,325	205,702

※網掛けは、令和4年度に改定のあった項目

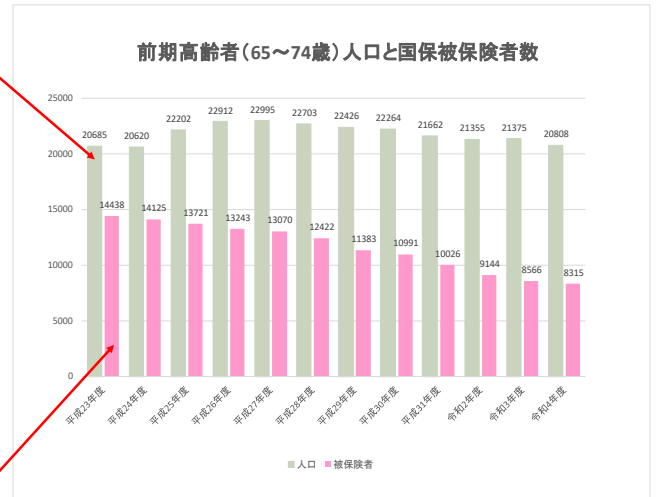
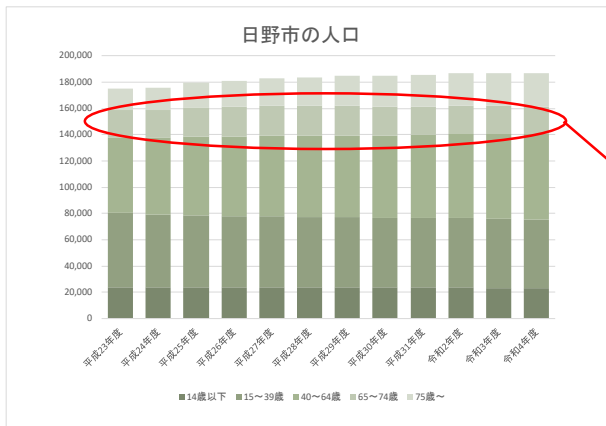
### 3-1. 令和4年度標準保険税率

区分	基礎課税額（医療分）		後期高齢者支援金分		介護納付金分		合計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
標準保険税率 (介護なし)	7.35%	43,306円	2.51%	14,349円	2.48%	18,016円	12.34% 9.86%	75,671円 57,655円
現行保険税率 (介護なし)	5.40%	30,600円	1.70%	10,500円	1.70%	13,200円	8.80% 7.10%	54,300円 41,100円
差 (介護なし)	△1.95%	△12,706円	△0.81%	△3,849円	△0.78%	△4,816円	△3.54% △2.76%	△21,371円 △16,555円

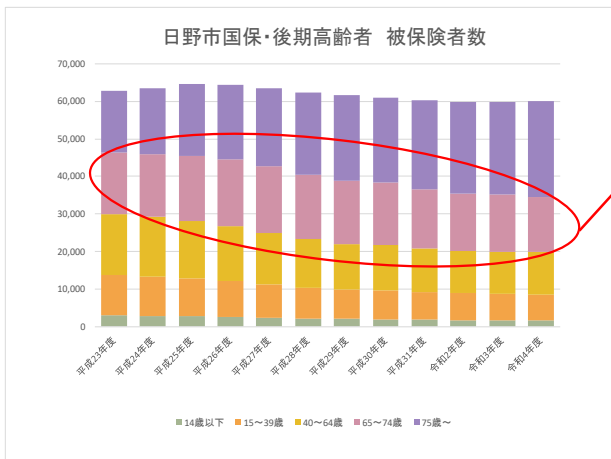
### 3-2. 国民健康保険税率等の令和5年度改定内容（案）

区分	基礎課税額（医療分）		後期高齢者支援金分		介護納付金分		合計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
現行税率 (介護なし)	5.40%	30,600円	1.70%	10,500円	1.70%	13,200円	8.80% 7.10%	54,300円 41,100円
改定案 (介護なし)	5.60%	32,400円	1.90%	11,400円	1.90%	14,100円	9.40% 7.50%	57,900円 43,800円
差 (介護なし)	0.20%	1,800円	0.20%	900円	0.20%	900円	0.60% 0.40%	3,600円 2,700円

## 4. 日野市の人口と国民健康保険被保険者数



※人口と被保険者データで抽出月が異なる部分があります



日野市の人口は微増の傾向にある。

75歳以上の人口は増加している。

前期高齢者(65～74歳)の人口は、平成23年度以降継続的に20,000人を超えているが、国保被保険者は減少を続けている。

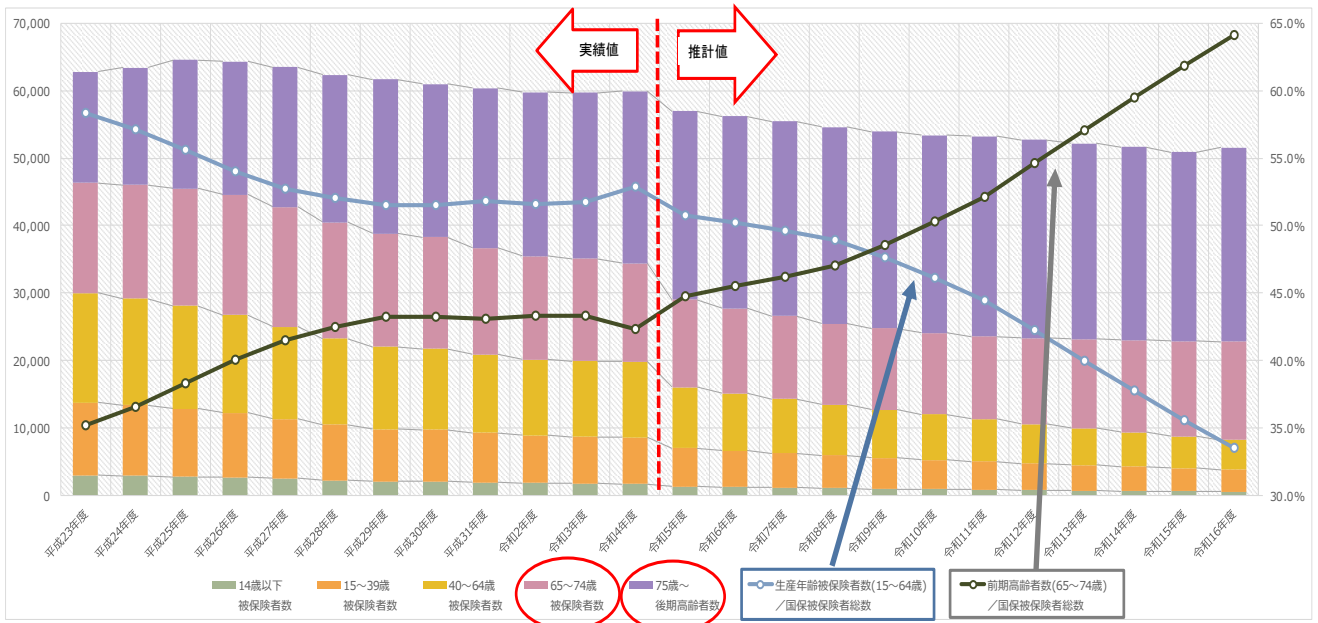
日野市は他自治体に比べ前期高齢者の割合が高いため、事業費納付金等の算定にあたり一部が減額されている。

国からは、都道府県内の国民健康保険税水準を統一していくことを求められており、その中で東京都は今後前期高齢者数による調整はなくす方向で検討している。

昨今、高齢者の就業率が上昇しており、日野市においても当該年齢の人口に対して、国民健康保険の被保険者数が減少している。社会保険等への加入により被保険者が流出していると思われる。

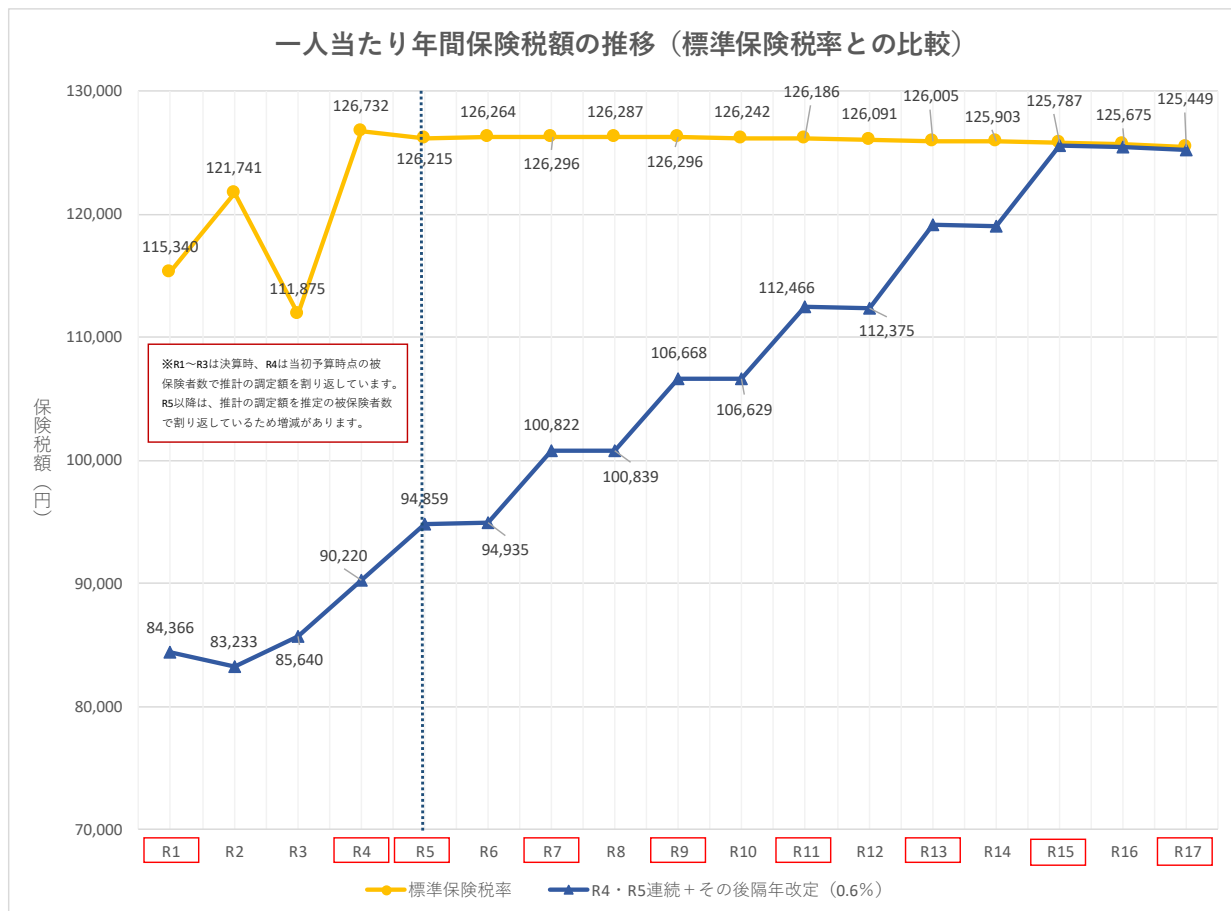
事業費納付金において、前期高齢者が多いことに対する減額措置がなくなることを危惧していたが、社会保険等への流出により前期高齢者数が減少しているため、影響は小さくなると思われる。

## 【参考】日野市の国保・後期高齢者の人口推計





## 5. 財政健全化変更計画書について（令和4年3月東京都提出）



### 財政健全化変更計画書における税率

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
被保険者数	36,068人	35,437人	34,953人	35,000人	34,755人	34,512人	34,270人	34,030人	33,792人	33,555人
合計税率（所得割）	8.20%	8.20%	8.20%	8.80%	9.40%	9.40%	10.00%	10.00%	10.60%	10.60%
合計税率（均等割）	48,000円	48,000円	48,000円	51,600円	55,200円	55,200円	58,800円	58,800円	62,400円	62,400円
改定有無	有		<del>有</del>	有	有		有		有	

↑  
改定見送り

## 6. 国民健康保険税の軽減・減免

### ① 世帯の所得による軽減

前年中の世帯の所得合計（擬制世帯主等含む）が以下に該当する場合、均等割額が軽減される。（所得申告が済んでいれば申請は不要）

軽減割合	軽減判定所得（これ以下の世帯が該当）	軽減される金額
7割軽減	43万円 +{10万円×（給与所得者等の数※-1）}	[医療分] 21,420円/人、[支援分] 7,350円/人 [介護分] 9,240円/人
5割軽減	43万円+（28万5千円×加入者数） +{10万円×（給与所得者等の数※-1）}	[医療分] 15,300円/人、[支援分] 5,250円/人 [介護分] 6,600円/人
2割軽減	43万円+（52万円×加入者数） +{10万円×（給与所得者等の数※-1）}	[医療分] 6,120円/人、[支援分] 2,100円/人 [介護分] 2,640円/人

※給与所得者等…一定の給与所得者（専従者給与を除く給与収入が55万円を超える方）と公的年金等に係る所得を有する者（65歳未満：公的年金等の収入が60万円を超える方/65歳以上：公的年金等の収入が125万円を超える方）。

### ② 倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方への軽減

会社都合による離職をした方のうち、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当する方は、申請により保険税の軽減が適用される。

### ③ 後期高齢者医療制度への移行に伴う減免

今まで会社の健康保険などに加入していた方が75歳になると後期高齢者医療保険へ移行することになる。その際、同一世帯で65歳以上の被扶養者の方が新たに国民健康保険に加入する場合（旧被扶養者）は、申請により軽減が適用される。ただし、上記①の軽減のうち5割、7割軽減に該当している場合は、旧被扶養者減免は適用されない。

### ④ 新型コロナウイルス感染症の影響による減免

新型コロナウイルス感染症の影響により保険税の納付が困難となった場合、令和4年度も減免制度がある。申請受付期間は、令和4年8月1日から令和5年3月31日。

主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合、主たる生計維持者の収入が前年より3割以上減少する見込みの場合に減免となる。（前年所得や世帯の状況により減免額は異なる）

### ⑤ その他の減免

風水害や火災など災害により資産に重大な損害を受けた、疾病等により収入が著しく減少し生活困窮の状態となった、刑事施設に拘留された等により、国民健康保険税の納付が困難となった場合、減免が受けられる場合がある。

※軽減や減免に該当しない場合は、分割納付等の相談を納税課で随時受け付けている。

別表 国保関連データ集

1.個人市民税調定額（年度末時点）

令和3年度	13,463,242 千円
令和2年度	13,585,186 千円
令和元年度	13,494,248 千円
平成30年度	13,170,222 千円

2.国民健康保険税調定額（当初賦課時点）

令和4年度	3,197,686 千円
令和3年度	3,024,953 千円
令和2年度	3,050,384 千円
令和元年度	3,138,072 千円

3.国民健康保険税収納額（年度末時点）

令和3年度	収入済額	2,993,376,460 円	現年課税分徴収率	94.6 %	滞納繰越分徴収率	29.6 %
令和2年度	収入済額	2,949,524,146 円	現年課税分徴収率	93.6 %	滞納繰越分徴収率	32.4 %
令和元年度	収入済額	3,042,923,669 円	現年課税分徴収率	93.3 %	滞納繰越分徴収率	34.9 %
平成30年度	収入済額	3,032,379,765 円	現年課税分徴収率	94.0 %	滞納繰越分徴収率	39.2 %

4.国保特別会計収入額計及び一般会計繰入金額（年度末時点）

令和3年度	国保特会収入額合計	16,103,844,399 円	その他一般会計繰入金額	1,175,009,401 円	繰入率	7.3 %
令和2年度	国保特会収入額合計	15,363,443,559 円	その他一般会計繰入金額	1,368,127,000 円	繰入率	8.9 %
令和元年度	国保特会収入額合計	16,044,942,286 円	その他一般会計繰入金額	1,199,243,000 円	繰入率	7.5 %
平成30年度	国保特会収入額合計	16,545,618,059 円	その他一般会計繰入金額	1,231,095,030 円	繰入率	7.4 %

5.一人当たり保険税額及び医療費額（年度末時点）

令和3年度	保険税額	86,440 円	医療費額	361,432 円
令和2年度	保険税額	84,571 円	医療費額	331,952 円
令和元年度	保険税額	86,087 円	医療費額	349,146 円
平成30年度	保険税額	80,836 円	医療費額	337,486 円

6.一人・一世帯当たり平均所得額（年度末時点）

令和3年度	一人当たり	858,206 円	一世帯当たり	1,229,962 円
令和2年度	一人当たり	859,102 円	一世帯当たり	1,247,883 円
令和元年度	一人当たり	892,751 円	一世帯当たり	1,316,286 円
平成30年度	一人当たり	906,671 円	一世帯当たり	1,354,812 円

7.減額賦課【7割・2割・5割軽減】対象世帯数（当初賦課時点）

令和4年度	7割	6,802 世帯	5割	2,574 世帯	2割	2,538 世帯
令和3年度	7割	6,724 世帯	5割	2,598 世帯	2割	2,667 世帯
令和2年度	7割	6,487 世帯	5割	2,593 世帯	2割	2,722 世帯
令和元年度	7割	6,525 世帯	5割	2,545 世帯	2割	2,668 世帯

8.世帯課税限度額及び限度額超過世帯数（当初賦課時点）

令和4年度	課税限度額	1,020,000 円	限度額超過世帯数	298 世帯
令和3年度	課税限度額	990,000 円	限度額超過世帯数	279 世帯
令和2年度	課税限度額	990,000 円	限度額超過世帯数	247 世帯
令和元年度	課税限度額	960,000 円	限度額超過世帯数	324 世帯

9.非自発的失業による軽減該当世帯数（年度末時点）

令和3年度	316 世帯
令和2年度	295 世帯
令和元年度	282 世帯
平成30年度	251 世帯

10.減免該当世帯数及び減免額（年度末時点）

令和3年度	世帯数	398 世帯	減免額	21,729 千円
令和2年度	世帯数	1,377 世帯	減免額	96,145 千円
令和元年度	世帯数	254 世帯	減免額	3,922 千円
平成30年度	世帯数	123 世帯	減免額	1,763 千円